

委第6号議案

国に対し再審規定（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出  
について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、富岡市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 総務常任委員会  
委員長 堀越 英雄

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

## 国に対し再審規定（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）

日本では、えん罪事件が後を絶ちません。無実の一般市民がある日突然殺人事件などの犯人にさせられ、何十年も刑務所生活で自由が奪われることをなくさなければなりません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは54年間獄中から無実を叫び続け、89歳で獄中死（2015年10月）しました。第一審では無罪判決を受けているのです。

昨年3月13日には袴田事件（死刑判決）の第2次再審請求において、東京高裁が静岡地裁の再審開始決定を支持し検察の即時抗告を棄却。再審裁判の開始が決まりました。2月27日には、滋賀県・日野町事件で大阪高裁が天津地裁の再審開始決定を支持し、検察の即時抗告を棄却しています。2か月続けて高裁段階で再審開始決定が出される状況です。

えん罪事件は刑事事件だけでなく、2003年の鹿児島県議会選挙で、当選した議員が焼酎や現金を配り、受け取ったとして住民たちが逮捕される志布志事件（鹿児島選挙違反事件）という、えん罪事件もありました。その後、全て警察のねつ造であることが分かり容疑者は全員無罪となりましたが、犯人とされた住民の精神的な影響は消えることはありません。

このほか、東電OL殺人事件、足利事件、布川事件、松橋事件、東住吉事件、湖東記念病院事件など次々と再審無罪が確定しており、これが、日本におけるえん罪事件の実態です。無実の人を犯罪者にしない制度の確立が求められており、再審規定の不備が指摘されてきました。

こうした世論の高まりの中で、2019年5月、えん罪被害者を救済するため、再審規定の改正を求める市民組織、「再審法改正をめざす市民の会」が結成されました。同年10月、日本弁護士連合会においても「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」をあげました。そこでは、えん罪事件について「国家による最大の人権侵害」と述べ、「再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意」を表明しています。2022年12月には、群馬弁護士会が「刑事訴訟法の再審規定改正を求める会長声明」を出し、「えん罪被害を失くすために、当会は、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めます」と表明しています。

現在の再審規定は、刑事訴訟法に19か条あるのみで、戦前の旧刑事訴訟法の条文が残り、極めて大ざっぱで、具体的な解釈や運用が裁判所の判断に委ねられているため、裁判官による「審理の格差」が生じる結果を招き、憲法第31条、第37条が法的に実現できているとは言い難い状況です。

こうした再審規定の問題点は二つあります。一つ目は、捜査段階で集めた証拠を全面開示しないことです。検察にとって都合の悪い証拠を隠したまま裁判を続け、裁判所の開示決定が出されるまで隠し通す姿勢は正義に反します。二つ目は、検察官の不服申立て（抗告権）です。裁判所が再審開始決定を出しても決定に従わず、いたずらに裁判を引き延ばすために高裁に即時抗告や最高裁に特別抗告を行う姿勢は許されません。

誤った有罪判決を受けた無実の市民を迅速に救済するため、下記のとおり再審規定

の改正を行なうことを求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示の法整備をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てが行われない様に制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} 宛て

富岡市議会議長 佐藤 信次